

eLTAX（エルタックス）を利用した給与支払報告書の提出方法

eLTAXで給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）を提出する場合で、普通徴収（個人納付）の基準に該当する給与所得者がいるときは、別紙のとおり「普通徴収」欄への「1」の入力と、「摘要」欄への「普通徴収に該当する理由」の入力を必ずお願いします。

摘要欄に該当する理由の入力がない場合など、普通徴収に該当する理由が不明のときは、すべて特別徴収（給与天引き）として取り扱われますので、ご注意ください。

「摘要」欄への「普通徴収に該当する理由」の入力については、次の記号又は略語によりお願いします。

なお、記号「B」の乙欄該当者や記号「F」の退職者の場合は、給与支払報告書の該当箇所に入力があれば、摘要欄への入力は省略できます。

記号	略語(例)	普通徴収理由
A	2名以下	受給者総人員(下記B～G該当者を除いた合計)が2名以下の事業所
B	他特徴	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)
C	少額	毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方(96万5千円以下)
D	不定期	給与が毎月支給されていない方(不定期受給)
E	専従者	専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)
F	退職者	退職された方又は5月31日までに退職予定の方(休職者を含む)
G	1年未満	雇用契約期間が1年未満の方

本市では eLTAX で給与支払報告書をご提出いただいております事業所様に対しては、紙での給与支払報告書（総括表）の送付を行っておりません。

給与支払報告書-源泉徴収票 統一CSVレイアウト【令和02年分～】

No.	CSV項目名称	記載要領	入力文字				eLTAX ※1	e-Tax ※1	源泉徴収票データ設定値 ※2	備考
			必須	型	文字属性	文字数				
1	法定資料の種類	「315」を記録する。	○		数字	3	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時に「375」が設定される。	315であること。
2	整理番号 1	記録を省略しても差し支えない。			数字	10	○	-		
3	本支店等区分番号	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。			半角	5	○	-		
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録する。	○		全角	60	○	○		
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	○		全角	30	○	○		
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」			半角	15	○	-		
7	整理番号 2	記録を省略しても差し支えない。			数字	13	○	-		
8	提出者の住所（居所）又は所在地	記録を省略する。			全角	60	○	-		
84	住宅借入金等特別控除（目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 ただし、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。			数字	2	○	○	01～04又は11～13の範囲内、又は21、22、24のいずれかであること。	
85	住宅借入金等の額（2回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。			数字	8	○	○		
86	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。			全角	65	○	○		
87	新生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
88	旧生命保険料の金額	同上			数字	10	○	○		
89	介護医療保険料の金額	同上			数字	10	○	○		
90	新個人年金保険料	同上			数字	10	○	○		
130	16歳未満の扶養親族(4)－区分	16歳未満の扶養親族(4)が国内に住居する場合は「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。								00又は01であること。
131	16歳未満の扶養親族(4)－個人番号	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号を記録する。								12桁であること。
132	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。								源泉徴収票欄に設定される。
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	同上			全角	100	○	-		
134	普通徴収	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。			数字	1	○	-		1又は0であること。
135	育ち急進者	同上			数字	1	○	-		1又は0であること。
136	条約免除	同上			数字	1	○	-		1又は0であること。
137	支払を受ける者のフリガナ	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。	○		半角カナ	60	○	○	※当該項目は、源泉徴収票データ作成時において、全角に変換され、設定される。	

中略

普通徴収の場合、普通徴収該当理由の記号又は略語を記録する。

1 3 4 「普通徴収」欄に「1」を入力するだけでなく、8 6 「摘要」欄に普通徴収該当理由の「記号」又は「略語」を入力しなければ普通徴収として取り扱われません